

環境物品調達推進法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

目的

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、
国等の公的部門における調達の推進 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関
(国会、裁判所、各省、特殊法人等)

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への報告

環境大臣が各大臣等に必要な要請

地方公共団体

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進
(努力義務)

環境調達を理由として、物品調達の総量
を増やすこととならないよう配慮

事業者・国民

物品購入等に際し、できる限
り環境物品等を選択
(一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等

環境物品等についての適切な
情報提供

環境ラベル等の情報提供体制

- ・科学的知見、国際的整合性を踏まえた
情報の提供
- ・適切な情報提供体制のあり方について
引き続き検討

(注) 本法は、平成13年度から全面実施

国の基本方針のイメージ

1. 決定方法

環境大臣が、関係大臣の協力を得て案を作成し、閣議決定

2. 基本方針の内容

(1) 環境物品等の調達推進の基本的方向

調達推進の意義

(環境物品等への需要の転換を図るため、公的部門の率先的調達が重要)

調達推進の考え方

(各省、各機関がその実情に合わせて可能な限り、調達を進める)

(2) 特定調達品目

重点的に調達を推進する環境物品等の種類 (特定調達品目) 判断基準、目標の立て方について決める。

【種類】

例：情報用紙・印刷用紙（再生紙） 公用車（低公害車） コピー機（低電力型）

【判断基準】

例：情報用紙の場合 古紙混入率〇〇%以上、白色度〇〇度以下

【目標の立て方】

例：情報用紙の場合 情報用紙の購入総量に占める基準該当品の割合

(3) その他重要事項

調達の推進体制の在り方

調達推進の責任者の指名、会計担当部局の関与 等

各省・各機関で調達を推進する範囲の考え方

各省・各機関が調達方針の対象範囲を決定。特殊部門は別途方針を作成することも可。対象から外す場合には、その理由を明確にする 等

実績の取りまとめ・公表の方法

関係省庁等連絡会議の設置

...

環境物品等の調達方針のイメージ

1. 決定方法

各省各庁の長及び独立行政法人等の長が、各省・各機関毎に、毎年度、作成

2. 調達方針の内容

(1) 特定調達品目の調達の目標

例 平成○年度には、次の特定調達物品等を

情報用紙・印刷用紙（再生紙） ○%以上

公用車（低公害車） ○%以上

コピー機（低電力型） ○%以上

調達する。

(2) 特定調達品目以外で各省・各機関が自主的に調達を推進するものの種類及び目標

目標の決め方（数値目標とするか、定性的な目標とするか）は各省・各機関の判断による。

（例）平成○年度には、

間伐材使用家具を○台調達する。

文具については、エコマーク、グリーンマーク認定製品又はこれと同等のものを調達する。

...

(3) その他の事項（例）

- ・ 官房会計課長をヘッド、各部局の担当官をメンバーとするグリーン購入推進省内連絡会議を設ける。
- ・ 調達方針の適用範囲は○○とし、 事務所には、...の理由により適用しない。
- ・ 調達の実績は、上記(1)、(2)に掲げた品目毎に取りまとめ、公表。